

水島港港湾計画書

- 改 訂 -

平成18年7月

水島港港湾管理者
岡山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成9年2月 岡山県地方港湾審議会
- ・ 平成9年3月 港湾審議会第162回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成10年 2月 岡山県地方港湾審議会
- ・ 平成12年 7月 岡山県地方港湾審議会
- ・ 平成15年 3月 交通政策審議会第6回港湾分科会
- ・ 平成15年 9月 岡山県地方港湾審議会
- ・ 平成16年10月 岡山県地方港湾審議会

の議を経た水島港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

港湾計画の方針	1
1 水島港への要請	1
2 計画の基本方針	3
港湾の能力	5
港湾計画で定める機能別の計画	6
1 物 流	6
1 - 1 公共埠頭計画	6
1 - 2 専用埠頭計画	7
1 - 3 水域施設計画	8
1 - 4 臨港交通施設計画	9
2 交 流・環 境	10
2 - 1 港湾環境整備施設計画	10
2 - 2 廃棄物処理計画	11
3 安 全	13
3 - 1 大規模地震対策施設計画	13
3 - 2 公共埠頭計画	14
3 - 3 小型船だまり計画	14
4 その他	16
4 - 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	16
4 - 2 船舶の物資補給需要等への対応	17
土地造成及び土地利用計画	18
1 土地利用計画	18
2 土地造成計画	18
3 海浜計画	19

港湾計画の方針

1 水島港への要請

水島港は、岡山県中西部の高梁川河口に位置し、昭和 35 年に重要港湾に指定され、平成 15 年に特定重要港湾に昇格した。

平成 15 年における水島港の港勢は、入港隻数が 42,881 隻、港湾取扱貨物量が外貿 5,746 万トン、内貿 3,916 万トン、合計 9,662 万トンとなっている。

水島港は、鉄鋼、石油精製、石油化学、自動車などの多様な産業が立地する我が国屈指の水島臨海工業地帯の玄関口であり、西日本一位の港湾取扱貨物量を誇る我が国有数の工業港として、地域の経済、産業に大きな役割を果たしている。また、現在玉島地区の沖に造成を進めている人工島（愛称「玉島ハーバーアイランド」）は、公共埠頭の供用開始以降、外貿コンテナ貨物の取扱いを中心とした水島港の新たな物流拠点としての役割を担うとともに、製造業、リサイクル企業等の企業進出が進展しており、地域経済の活性化に寄与している。

一方、近年の東アジアを中心とした国際水平分業の進展や中国の台頭などを背景に、水島臨海工業地帯においても、さらなる国際競争力の向上が求められている。また、平成 7 年の国際定期コンテナ航路の就航以降の外貿コンテナ貨物の増加、国内生産拠点の新規立地企業の増加、環境志向の高まり等、水島港を取り巻く情勢は、大きく変化している。

これらを踏まえ水島港では、外貿埠頭の整備や「水島港国際物流・産業特区」の認定による、公共埠頭の民間への貸し付けなどの施策により、物流機能の強化が図られている。しかし、今後のさらなる貨物量の増加や船舶の大型化、荷役の効率化などへの対応が、背後産業の国際競争力の向上には必要不可欠である。また、既存施設の老朽化や取扱貨物の港内での分散等から利用効率の低下が発生しており、既存

施設の再編による物流機能の効率化を図る必要がある。

また、水島港と水島臨海工業地帯をはじめとする背後地域との結びつきは非常に強いが、臨港交通施設の不足により、水島港背後の住宅地や一般道に港湾関連車両が流入し過度な負担となっている。このため、港湾と背後地域を結び、増大する港湾貨物の円滑な流動を確保するための臨港交通ネットワークの拡充が求められている。

さらに、臨海部への企業の進出意向、地域産業の発展に寄与する土地利用を推進する必要がある。

また、水島港は工業用地が多く、市民のための公共スペースが少ないことから、憩いやうるおい、交流の場となるような親水空間の確保が求められている。

岡山県は切迫性の高い東南海地震や南海地震などの大規模地震発生に対する防災対策推進地域に指定されており、地震発生時において地域住民の緊急物資等を輸送するため、防災機能を有した港湾空間の早期整備を図る必要がある。

2 計画の基本方針

水島臨海工業地帯をはじめとする背後圏に立地する基幹産業の国際競争力を支える拠点的産業港湾、アジアを中心とした世界各国との製品・半製品の交易を支える拠点的国际港湾としての水島港の機能強化を図るとともに、物流・交流・環境・安全の4つの機能が融合した活力あるみなとを実現し、「新しい姿の臨海産業と内陸産業の競争力強化に寄与するみなと」を目指すため、平成20年代後半を目標年次として、以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 外貿貨物の輸送船舶の大型化、コンテナ貨物等増大する外貿貨物に対応するため、既存施設の再編等による外貿埠頭機能の拡充を図る。
- 2) 増大する港湾物流に対応し、港湾と背後地域及び埠頭間の連携機能を強化するため、臨港交通ネットワークの拡充を図る。
- 3) 地域産業の発展や、臨海部への企業の進出意向に適切に対応した効率的な土地利用を図る。
- 4) 港湾における快適な環境の創出を図るため、市民が海に親しむことのできる開放的な親水空間及び交流空間の確保を図る。
- 5) 大規模地震発生時における物資の緊急輸送に対応した、大規模地震対策施設の強化を図る。

多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

水島地区の中央北側、玉島地区の中央部は物流関連ゾーンとする。
水島地区の中央部、玉島地区の北側及び南西側は生産ゾーンとする。

水島地区の港奥部、玉島地区の中央部は港湾業務関連ゾーンとする。

水島地区の南側、玉島地区の南東側は緑地レクリエーションゾーンとする。

港湾の能力

目標年次（平成20年代後半）における取扱貨物量を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 貿	6,250万トン
	内 貿	4,030万トン
	合 計	10,280万トン

港湾計画で定める機能別の計画

1 物 流

1-1 公共埠頭計画

(1) 外貿埠頭計画

輸送機械等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

水島地区

水深 11 m 岸壁 1 バース 延長 260 m [新規計画] NK11C
埠頭用地 5 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 5 ha 既設) [既設の変更計画]

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既設
水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m
水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

米穀類、コンテナ等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

玉島地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既定計画] KC13C
水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 340 m [既設] KC11C、KC12C
埠頭用地 33 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 12 ha 既設、19 ha 工事中)
[既定計画]

(2) 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ貨物等を取り扱う埠頭の効率的な運営を図ることができるよう、以下の施設において民間企業の経営能力を活用できるよう措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域]

玉島地区

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m [既定計画] KC13C

水深 1 0 m 岸壁 2 バース 延長 3 4 0 m [既設] KC11C、KC12C

埠頭用地 2 3 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 1 2 h a 既設、1 0 h a 工事中)

[既定計画]

1 - 2 専用埠頭計画

化学薬品を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

水島地区

水深 6 . 6 m ドルフィン 1 バース [既設の変更計画]

[既設
水深 5 m ドルフィン 1 バース]

1-3 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 航路

水島地区 高梁川航路 水深 11.5 m 幅員 300 m

[既定計画]

玉島地区 玉島東航路 水深 12 m 幅員 300 m

[既定計画]

2) 泊地

水島地区 水深 11 m 面積 1 ha [新規計画]

水深 6.6 m 面積 1 ha [新規計画]

玉島地区 水深 12 m 面積 2 ha [既定計画]

3) 航路・泊地

玉島地区 水深 12 m 面積 2.1 ha [既定計画]

1 - 4 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

1) 道 路

臨港道路 水島玉島地区機能連携幹線 [新規計画]

起点 臨港道路玉島幹線

終点 国道430号 2車線

臨港道路 玉島南幹線 [既定計画の変更計画]

起点 玉島南緑地

終点 臨港道路玉島幹線 2 ~ 4車線

既定計画

臨港道路 玉島南幹線

起点 玉島南緑地

終点 臨港道路玉島幹線 4車線

2 交 流 ・ 環 境

2 - 1 港 湾 環 境 整 備 施 設 計 画

港湾空間における良好で快適な水際空間の創出、親水空間の連続性及び生物の生息空間を確保し、市民に開かれた交流空間の形成を図るため、海浜及び緑地を次のとおり計画する。

[港 湾 環 境 整 備 施 設 計 画]

水島地区

緑地 4 9 h a [既定計画の変更計画]
(うち4 h a 既定計画)

玉島地区

海浜 延長 1 , 1 0 0 m [既定計画の変更計画]
緑地 2 1 h a [既定計画の変更計画]
(うち8 h a 既定計画)

既定計画

水島地区

緑地 4 h a

玉島地区

海浜 延長 1 , 3 0 0 m

緑地 3 3 h a

2-2 廃棄物処理計画

廃棄物の処分用地を確保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

水島地区

産業廃棄物等 400 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

水島地区 海面処分・活用用地 45 ha

なお、廃棄物は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、緑地 45 ha として土地利用を図る。

また、西 1 号防波堤 1,070 m のうち 770 m 及び西 2 号防波堤 150 m を廃止する。 [既定計画の変更計画]

既定計画

水島地区

廃棄物処理用地 45 ha

なお、これに伴い、西 1 号防波堤 1,070 m のうち 770 m 及び西 2 号防波堤 150 m を廃止する。

廃棄物の処分用地を確保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

玉島地区

浚渫土砂等 700 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

玉島地区 海面処分・活用用地 46 ha

なお、廃棄物は、土地造成の用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、工業用地 33 ha、緑地 13 ha、交通機能用地 1 ha として土地利用を図る。

[既定計画の変更計画]

既定計画
玉島地区
廃棄物処理・活用用地 47 ha

3 安 全

3-1 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資の輸送に対応した大規模地震対策施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

[大規模地震対策施設計画]

水島地区

水深 11 m 岸壁 1 バース 延長 260 m [新規計画] NK11C

緑地 1 ha [既設]

玉島地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既定計画] KC13C

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m [既設] TB51C

緑地 5 ha [既設]

道路

臨港道路 西側幹線 [既設]

起点 西公共埠頭

終点 国道 430 号 4 車線

臨港道路 玉島幹線 [既設]

起点 臨港道路玉島南幹線

終点 水島玉島地区機能連携幹線 4 車線

臨港道路 水島玉島地区機能連携幹線 [新規計画]

起点 臨港道路玉島幹線

終点 国道 430 号 2 車線

3 - 2 公共埠頭計画

危険物積載船の待機に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

水島地区

水深 5 . 5 m ドルフィン 3 バース [既定計画] MN11C ~ MN13C

3 - 3 小型船だまり計画

官公庁船、ポートサービス船、作業船、危険物積載船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

水島地区

水島船だまり

物揚場 水深 1 . 5 m 延長 1 4 5 m [既定計画]

船揚場 延長 3 m [既定計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画]

また、小型さん橋 1 1 基を移設するとともに、物揚場水深 2 . 6 m 延長 1 2 0 m を廃止する。 [既定計画]

官公庁船、ポートサービス船、作業船、危険物積載船等のための
小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

玉島地区

玉島 2 号船だまり

泊地 水深 4.5 m 面積 10 ha [既定計画の変更計画]

岸壁 水深 4.5 m 延長 400 m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1 ha [既定計画の変更計画]

既定計画

玉島地区

玉島 2 号船だまり

泊地 水深 4.5 m 面積 10 ha

岸壁 水深 4.5 m 延長 420 m

埠頭用地 1 ha

プレジャーボートのための小型船だまり計画を削除する。

[小型船だまり計画]

玉島地区

乙島船だまり

以下の既定計画を削除する。

既定計画

小型さん橋 1 基

4 その他

4-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

玉島地区

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m [既定計画] KC13C

玉島東航路 水深 1 2 m 幅員 3 0 0 m [既定計画]

泊地 水深 1 2 m 面積 2 h a [既定計画]

航路・泊地 水深 1 2 m 面積 2 1 h a [既定計画]

道路

臨港道路 水島玉島地区機能連携幹線 [新規計画]

起点 臨港道路玉島幹線

終点 国道 4 3 0 号 2 車線

4 - 2 船舶の物資補給需要等への対応

貨物船、曳船等の待機、物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給岸壁を次のとおり計画する。

[物資補給等のための施設]

水島地区

水深 5 . 5 m 岸壁 4 バース 延長 3 6 0 m [既設の変更計画]

水深 5 m 岸壁 2 バース 延長 1 3 0 m [既設の変更計画]

玉島地区

水深 5 . 5 m 岸壁 7 バース 延長 6 3 0 m [既設の変更計画]

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用、土地造成及び海浜の計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	合計
水島 地区	(10) 10	(4) 4	(2,069) 2,069		(36) 36	(3) 3	(93) 93	(30) 30	(2,245) 2,245
玉島 地区	(103) 103	(80) 80	(246) 246	18	(16) 16		(41) 41		(487) 505
合計	(113) 113	(84) 84	(2,316) 2,316	18	(52) 52	(3) 3	(134) 134	(30) 30	(2,732) 2,750

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	合計
水島 地区	(1) 1				(1) 1		(47) 47		(48) 48
玉島 地区	(2) 2		(33) 33		(1) 1		(13) 13		(48) 48
合計	(3) 3		(33) 33		(1) 1		(59) 59		(96) 96

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 海浜計画

(単位：m)

用途 地区名	海浜
玉島地区	(1 , 1 0 0) 1 , 1 0 0
合 計	(1 , 1 0 0) 1 , 1 0 0

注)()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する海浜計画で内数である。